



2020年度（第12期）事業計画書（案）

特定非営利活動法人 市民後見ひょうご

1 事業の方針

（1）活動の方針

- ①高齢者の支援事業者、認知症高齢者の家族・支援事業者等への働きかけ
- ②長田区南部等の地域への働きかけ
- ③多様化する福祉ニーズ（独居高齢者等の終活支援サービス）への対応
- ④要支援者の課題に向き合い対応する支援
- ⑤行政書士や社会保険労務士等の専門職と連携し、多様な課題の支援に対応

（2）成年後見活動等を行うNPO法人や介護サービス事業者等との連携

- ・成年後見活動等を行うNPO法人等と連携し、成年後見制度の普及及び活用に資する活動を展開する。
- ・地域の介護保険事業者や医療関係者事業者等と連携し、要支援者の課題に対応した支援を行う。

2 事業の実施

- （1）成年後見制度の普及啓発及び講座開催等に関する事業
- （2）生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談援助に関する事業
- （3）福祉サービス利用援助事業
- （4）任意後見契約に関する事業
- （5）法定後見受任に関する事業
- （6）認知症高齢者及び障がい者に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業

3 組織の体制

（1）事務局及び支援部

- ・法人運営、被支援者の財産管理を担う事務局と被支援者の身上監護を担う支援部を設けて事業を行う。
- ・事務局の組織体制として、事務局長、事務局次長及び事務局員の体制とし、法人の事務処理、要支援者の財産管理、要支援者に関する家庭裁判所や金融機関等の関係機関との調整を担う。クラウドを利用したテレワークによる

- ・支援部の組織体制として、支援部長、支援計画担当、正・副支援員（市民後見人）の三層構造とする。支援計画（マネジメント）担当は、要支援者等からの相談、支援課題の情報収集と整理（アセスメント）、支援計画（プランニング）の策定、支援実施状況の確認と点検（モニタリング）、被支援者の状況変化の課題に対応したアセスメント及びプランニングを担う。

（2）ガバナンスの強化

- ・監事会（監事＋事務局員）で毎月目標に定期的に開き組織運営上の課題をあぶり出して理事会に繋げる。
- ・理事会（理事＋監事＋事務局員）を毎月目標に定期的に開き当会課題の整理、方策の決定、実施状況の確認を行う。
- ・情報の共有化 組織運営上の情報をクラウド上で管理して共有化を推進する。
- ・グッドガバナンス認証の取得（JCNE（第三者審査機関）の組織評価による）

NPOの力量と質の向上による社会からの信頼性向上

4 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額（千円）
(1) 成年後見制度の普及啓発及び講座開催等に関する事業	①出前説明会の実施	2～3人/回	一般市民	10
(2) 生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談援助に関する事業	①個別相談の実施 ②成年後見活動を行うNPO法人や介護サービス事業者等との連携	2～3人	一般市民	30
(3) 福祉サービス利用援助事業	①見守契約等に基づく支援・援助等の活動 ②見守契約の個別事項として買い物同行支援や医療機関等への通院介助支援等	2～3人	要支援者3人	50
(4) 任意後見契約に関する事業	①任意後見人候補者としての支援活動	2～3人	要支援者2人	50
(5) 法定後見受任に関する事業	①成年後見人等としての活動	10～15人	要支援者15人	700
(6) 認知症高齢者及び障がい者に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業	①認知症高齢者の介護サービス事業者等の支援事業者との連携の在り方に関する調査研究事業 ②知的障害者の高齢の保護者に関する調査	2～3人	介護支援専門員等団体知的障がい者の家族等	10